

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY Hiroshi Kurihara |栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp) Director and Chief U.S. Economist



トランプ政権が発表した「NAFTA 再交渉の目標」について

【要旨】

- ◆ 北米自由貿易協定 (NAFTA) について、トランプ政権は 5 月 18 日に再交渉の意向 を議会に正式通知し、90 日後の 8 月 16 日以降に再交渉開始が可能となっている。 再交渉開始を 30 日後に控えた 7 月 17 日、通商代表部 (USTR) は「NAFTA 再交渉 の目標」を発表した。
- ◆ 今回発表された「NAFTA 再交渉の目標」は、以前に議会宛に提示された素案やこれまでの高官発言に概ね沿った内容で、大きなサプライズは無かったと言えるだろう。発表された目標は、NAFTA の現代化(modernization)を求める項目と、公正な貿易関係(fair trade)を求める項目に大別できる。
- ◆ 発表された目標は依然として大枠の提示に止まっており、貿易取引への具体的な影響を現段階で見極めることは難しい。引き続き、カナダ・メキシコとの再交渉の結果を注視していくことになる。
- ◆ トランプ大統領は貿易赤字の削減を目指しており、NAFTA 締結国であるメキシコも貿易赤字額(2016 年)が米国にとって 4 番目に大きいことから、しばしば対象として言及されている。トランプ大統領は貿易赤字削減の手段としてまずは米国の輸出拡大を念頭においているが、対メキシコについて言えば、経済規模が大きく異なるため、公正な貿易関係を実現し且つメキシコに内需の拡大を迫ったとしても、輸出拡大で貿易赤字を削減するには自ずと限界があるだろう。
- ◆ 今後の NAFTA 再交渉については、①「上記の点からも、米国の貿易赤字削減を目指すターゲットはやはり対中国であること」、②「NAFTA は米国の雇用にそれほど悪影響は無かったとする経済分析も少なくはないこと」等が、トランプ政権による大幅な協定変更を抑制する材料として挙げられよう。



トランプ政権は「NAFTA 再交渉の目標」を発表

北米自由貿易協定 (NAFTA) について、トランプ政権は 5 月 18 日に再交渉の意向を議会 に正式通知し、90 日後の 8 月 16 日以降に再交渉開始が可能となっている。カナダ・メキシコとの NAFTA 再交渉の初会合は 8 月 16 日~20 日にワシントンで開催される予定で、ロス商務長官等は来年 1 月までの交渉合意を希望していると述べている。

再交渉開始を 30 日後に控えた 7 月 17 日、通商代表部 (USTR) は「NAFTA 再交渉の目標」 を発表した。

トランプ政権は NAFTA 再交渉で「現代化」と「公正な貿易関係」を目指す

今回発表された「NAFTA 再交渉の目標」は 22 項目からなり、抜粋が第 1 表である。以前に議会宛に提示された素案やこれまでの高官発言に概ね沿った内容で、大きなサプライズは無かったと言えるだろう。発表された目標は、NAFTA の現代化(modernization)を求める項目と、公正な貿易関係(fair trade)を求める項目に大別できる。前者には「電子商取引」、「知的財産権」、「環境基準」等の項目が挙げられ、後者には「(域内の部品調達比率を定めた)原産地規則」、「貿易救済措置」、「政府調達」等の項目が挙げられる。税率については、現行からの引き上げは一先ず志向されていない様に受け止められる。

注目されていた「原産地規則」については、強化するとされたものの、具体的な内容は示されなかった。「貿易救済措置」については、"NAFTA 第 19 章の紛争解決メカニズムの廃止"や"対世界セーフガード措置の対象から NAFTA 締結国を除外する条項(802条)の廃止^(注 1)"等が盛り込まれており、これらによって米国はアンチダンピング措置や相殺関税、セーフガード等が発動し易くなる。

なお、個別の産業については、主に米国からの輸出・投資を促進する文脈で「繊維・アパレル」、「食品・農作物」、「通信」、「金融」、「エネルギー」等が言及されている。

今回発表された目標は依然として大枠の提示に止まっており、貿易取引への具体的な影響を現段階で見極めることは難しい。引き続き、カナダ・メキシコとの再交渉の結果を注視していくことになる。なお、カナダ・メキシコとの貿易関係への影響は、米国の貿易救済措置等の運用次第の側面もあり、NAFTA再交渉の結果だけでは捉えきれないことも事実である。

(注 1) 現行の NAFTA では、セーフガード措置については、対世界セーフガード措置の対象からは、原則域内国からの輸入を除くことになっている。しかしながら、域内国が当該物品の輸入元国の上位 5 位内にあり、実質的な輸入シェアを有し、かつ当該域内国からの輸入の急増が国内産業に重大な損害を生じている場合や、域内国の除外が措置の効果を損なうと当局が判断する場合には、セーフガードの措置の対象とすることができる。しかしながら、域内国に対し、セーフガード措置が取られる場合には、「更なる自由化による補償」を行わなければならない(802 条)。以上、経済産業研究所「アンチダンピング、セーフガード等 WTO 貿易救済措置の地域貿易協定における扱い」より。



第1表:トランプ政権が発表したNAFTA再交渉の目標(抜粋)①

財貿易

対NAFTA締結国との貿易収支を改善し、貿易赤字を削減

(工業品)

現行の相互に関税の無い(reciprocal duty-free)市場アクセスを維持。米国からNAFTA締結国への輸出を抑制している非関税障壁を解消するために、規 則を強化

米国の繊維・アパレル製品について、NAFTA締結国市場への現行の関税の無いアクセスを維持。米国の繊維・アパレル輸出の競争機会の改善を求める一方、米国の輸入は(米国にとって重要な)センシティブ品目に配慮

主要な財セクターにおいて規制の適合性を高める

(農産品)

現行の相互に関税の無い市場アクセスを維持

残っている関税の引き下げ・撤廃を通じた、米国の農産品輸出のNAFTA締結国における競争的な市場機会の拡大

米国の農産品輸出に対する非関税障壁の撤廃を求める

センシティブ農産品の輸入関税引き下げ交渉を始める前には議会と緊密に協議し、合理的な調整期間を確保する

衛生と植物防疫のための措置(SPS)

米国の食品・農作物の輸出を妨害している不当な障壁を迅速に解消できるメカニズムの設立

科学的見地に基づいたSPS措置が、透明性を持って、予測可能で、裁量的でなく、執行されることを確かにする新しい強制可能なルールの設立

3 税関·貿易円滑化·「原産地規則」

NAFTAの恩恵が、米国・北米で真に生産された財に及ぶように、必要に応じて、「原産地規則」を見直し・強化

「原産地規則」により、米国・北米から調達することへのインセンティブが働くことを確かにする

「原産地規則」に関する証明・検査等の効果的な手続きを設け、執行を強化(繊維を含む)

{NAFTA締結国と協力して、「原産地規則」の遵守を確かにし、関税の回避を防止

4 貿易の技術的障害

NAFTA締結国に対し、WTOの「貿易の技術的障害に関する協定(TBT)」委員会によって採用された決定・推奨の適用を要求

5 好ましい規制慣行

規制の導入・見直し等に際し、透明性と説明責任を確かにする

{規制の進展について、形式的で無いパブリックコメントの機会を提供

6 サービス貿易

サービス貿易に関する公平でオープンな環境を確保

(通信)市場参入を促し、通信サービスの競争的な供給を促進

(金融サービス)米国金融機関のより公平で自由な競争を担保すべく、金融規制の透明性や予見可能性を高める

7 電子商取引・越境データフロー

ソフトウェア、音楽、ビデオ等のデジタル製品に関税を課さないことを確かにする

|越境データフローを制限する措置を導入せず。国内でコンピュータ設備の利用や設置を求めないことを確かにする

コンピュータ・ソースコードの政府による開示義務付けを阻止するルールの導入

8 投資

NAFTA締結国への投資に関わる重要な権利は、米国の法律原理と一致していることを確保

9 知的財産権

十分且つ効果的な知的財産権の保護を促進

{知的財産保護を頼りにする米国の関係者にとって、公平で差別の無い市場参入機会を確保

10 透明性

| 規制や政府判断について、米国法と同等の透明性や説明を提供

| | 貿易や投資に影響する措置については、最終決定されてから実施するまでに十分な時間を提供

11 国有企業

{国有企業が、財・サービスの売買で差別の無い取り扱いをすることを確かにする

WTOによる「補助金・相殺措置に関するSCM協定」以上の、強力な補助金の規律を国有企業に適用

12 競争政策

{「競争を制限する企業行動」や「不正・欺瞞的商業行為」を禁止するルールを維持

13 労働基準

労働条項は、補完協定ではなく本協定に盛り込む

NAFTA締結国に対し、国際労働機関(ILO)宣言等で国際的に共有された労働基準に基づく法律・慣行の適用・維持を要求

労働基準は、他条項と同じ紛争解決メカニズムに従い、強力且つ強制可能にする

14 環境基準

環境条項は、補完協定ではなく本協定に盛り込む

環境基準は、他条項と同じ紛争解決メカニズムに従い、強力且つ強制可能にする

NAFTA締結国が、「貿易や投資を促進するために環境法に基づく保護を放棄しない」点を確かにするルールを設置

(資料)米国通商代表部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成



第1表:トランプ政権が発表したNAFTA再交渉の目標(抜粋)②

15 腐敗防止

{賄賂の発見を促進するため、企業に対して正確な記録の保持を要求

公務員に高い倫理基準を促すために、行動規範の設置を促進

6 貿易救済措置

アンチダンピング(AD)措置・相殺関税(CVD)・セーフガード等を含め、米国が厳格に貿易法を執行する能力を保持

対世界セーフガード措置の対象からNAFTA締結国を除外する条項(802条)の廃止

NAFTA第19章の紛争解決メカニズムを廃止

17 政府調達

公平で、透明で、予測可能で、裁量的で無い政府調達ルールの設置

州地方政府は交渉後のコミットメントから除外。国内の優先購入プログラムは保持(①小企業や女性・マイノリティ所有企業向けの優先プログラム、②連邦政府による州地方政府プロジェクトへの助成、輸送サービス、食糧支援、農場支援への「バイ・アメリカ」要件、③主要な国防省の調達)

政府調達について、以下に関連する例外扱いを維持(①安全保障、②公共のモラル・秩序・安全を保つために必要な措置、③人間・動物・植物の保護、④知的財産権の保護)

18 中小企業

NAFTA締結国は、「小企業によるNAFTA市場への輸出をサポートすべく情報資源を提供する」とのコミットメントを確保

19 エネルギー

とエネルギー生産・輸送と北米エネルギー安全保障に資する、投資・市場参入基準等の保持・強化

20 紛争解決

効果的で迅速な紛争解決メカニズムの設置

透明性の高い紛争解決プロセスの構築(開かれた公聴会の要求等)

21 一般規定

合理的な米国国内目的の保護は許容されるよう、一般的例外規定を盛り込む

22 為替

適切なメカニズムを通じて、NAFTA締結国が為替操作等を行わないことを確かにする

(資料)米国通商代表部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

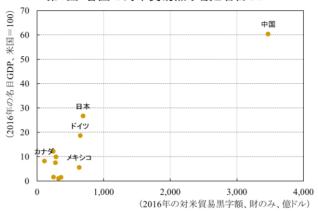
輸出拡大による対メキシコの貿易赤字削減は簡単ではない

トランプ大統領は貿易赤字の削減を目指しており、NAFTA 締結国であるメキシコも貿易赤字額(2016 年)が米国にとって 4 番目に大きいことから、しばしば対象として言及されている(第 1 図)。トランプ大統領は貿易赤字削減の手段としてまずは米国の輸出拡大を念頭においているが、対メキシコについて言えば、経済規模が大きく異なるため、公正な貿易関係を実現し且つメキシコに内需の拡大を迫ったとしても、輸出拡大で貿易赤字を削減するには自ずと限界があるだろう。

今後の NAFTA 再交渉については、①「上記の点からも、米国の貿易赤字削減を目指すターゲットはやはり対中国であること」、②「NAFTA は米国の雇用にそれほど悪影響は無かったとする経済分析も少なくはないこと(第 2 表)」等が、トランプ政権による大幅な協定変更を抑制する材料として挙げられよう。



第1図:各国の対米貿易黒字額と名目GDP



(注)対米貿易黒字額の上位10ヵ国とカナダを表示。

(資料)米国商務省、IMF統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2表:NAFTAの米国の雇用者数への影響

第2枚:INAFIAの本国の雇用有数、W影音			
分析レポート	分析結果		CBOが指摘する分析の問題点
1.Ojeda (2000)		・カナダ、メキシコからの1990~1997年にかけての輸入は、当該期間中の米国の雇用喪失の2%未満を説明するに過ぎない ・カナダ、メキシコ向けの輸出増に伴う雇用増を考慮すれば、全体では若干プラス	
2.Burfisher (2001)		・如何なる貿易協定からの利益もセクター間 のリソースシフトを伴うものであり、特に雇 用の調整コストは避けられない。 ・NAFTAの下での調整量は比較的小さかった	-
3.Thorbecke and Eigen- Zucchi (2002)		・NAFTAの米国雇用への影響をネットでみれば、喪失はほとんど生じていない ・NAFTAは米国の自然失業率を低下させた可能性がある	-
4.Scott and Salas and Campbell (2006)	雇用へのマイナス 影響は大きかった	・NAFTA相手国との貿易で米国内の雇用は199 4年から2003年にかけて毎年92,000人減少した	・貿易赤字の変化を直接的に雇用者数の変化 と結び付けている ・NAFTAがメキシコとカナダとの貿易取引の 変化に全て影響していると仮定 →雇用へのマイナス影響を過大に推計
5.Kletzer (2002)		・NAFTA相手国からの輸入は1993年~1999年 の雇用喪失の10.7%を説明する	・NAFTAの下での輸出増加による雇用創出を 考慮せず

(資料)米国議会予算局資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2017年7月21日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)



当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.

